資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を十八億七百五十万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月九日

掲載頁　五十頁（号外第一二七号）

平成二十七年五月二十二日

大阪府池田市栄町一番一号

株式会社阪急コミュニケーションズ

代表取締役　木内　徹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年六月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年七月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年五月二十二日

栃木県小山市城東一丁目六番三三号

株式会社ティビィシィ・スキヤツト

代表取締役　安田　茂幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年五月二十二日

愛知県安城市藤井町南山一七八番地

東洋理工株式会社

代表取締役社長　横山真喜男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年五月二十二日

兵庫県姫路市安田一丁目五八番地四

株式会社播磨リビング新聞社

代表取締役　埴岡　三人

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社コーコス信岡と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月二十二日

広島県福山市新市町大字戸手二五七番地一

株式会社Ｎ＆Ｃカンパニー

代表取締役　信岡　正郎

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社コーコス信岡と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年五月二十二日

広島県福山市新市町大字戸手二五七番地の一

株式会社ノーブル

代表取締役　信岡　映子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるピーター・トーマスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月二十二日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一四二七号室

ノマード・テクノロジー・ラボ・エルエルシー

日本における代表者

ピーター・トーマス

限定承認公告

本籍北海道函館市旭町一四〇番地、最後の住所青森県八戸市長根一丁目一番三六号サニーライフＣ棟一二一号

被相続人　亡　宮下　勇三

右被相続人は平成二十六年十二月三日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十三日青森家庭裁判所八戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

青森県八戸市長根一丁目一番三六号サニーライフＣ棟一二一号

相続財産管理人　宮下　惠子

限定承認公告

本籍茨城県稲敷市下馬渡九四四番地、最後の住所茨城県取手市片町二四四番地

被相続人　亡　坂本　薫子

右被相続人は平成二十七年二月十日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十四日水戸家庭裁判所龍ケ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

茨城県取手市片町二四四番地

限定承認者　坂本　司

限定承認公告

本籍東京都江戸川区篠崎町六丁目一四番、最後の住所東京都江戸川区篠崎町六丁目一四番二〇号

被相続人　亡　伊藤　健一

右被相続人らは平成二十七年二月五日死亡し、その相続人らは平成二十七年五月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

東京都江戸川区篠崎町六丁目一四番二〇号

相続財産管理人　伊藤　徳正

限定承認公告

本籍栃木県那須塩原市上中野三一〇番地、最後の住所東京都西東京市富士町一丁目七番七七―二〇一号

被相続人　亡　松本　信子

右被相続人は平成二十六年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

神奈川県横浜市神奈川区神大寺四丁目二九番地一八

相続財産管理人　松本　太

限定承認公告

本籍静岡県静岡市駿河区中島八三三番地三、最後の住所静岡県静岡市駿河区中島八三三番地の三

被相続人　亡　杉山　長実

右被相続人は平成二十六年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十二日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

静岡県静岡市駿河区中島八三三番地の三

限定承認者　杉山　裕子

限定承認公告

本籍京都市下京区万寿寺通高倉西入万寿寺中之町九三番地、最後の住所京都市伏見区向島津田町二番地ミリオンマンション一階Ｋ号

被相続人　亡　松山　邦彦

右被相続人は平成二十七年一月二十一日ころから三十一日ころまでの間に死亡し、その相続人は平成二十七年五月八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

京都市上京区五辻通七本松西入二丁目西柳町五八四番地六

相続財産管理人　松山　宏治

限定承認公告

本籍兵庫県たつの市新宮町新宮八一六番地一、最後の住所兵庫県たつの市新宮町新宮一〇八八番地　三〇九号室

被相続人　亡　碓井　一廣

右被相続人は平成二十七年二月一日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十四日神戸家庭裁判所龍野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

兵庫県たつの市新宮町新宮六二二番地

限定承認者　碓井　章子

限定承認公告

本籍栃木県宇都宮市岩曽町一〇二五番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　一郎

右被相続人は平成二十六年三月一日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十二日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

アメリカ合衆国カリフォルニア州サンペドロ市ブロットプレイス通り一四二四番地建物番号三五五号　限定承認者　松井　景子